_
傍
線
部
分
は
改
止
部分

改正案	現
(総合品質)	(総合品質)
第五条 規則第三十五条の十一の規定による総合品質の基準は、ITU-T	第五条 規則第三十五条の十一の規定による総合品質の基準は、ITU-T
G. 114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未	G. 107 勧告における総合音声伝送品質の値を八○を超える値とし、G. 114
満とする。ただし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければ	勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満と
ならない。	する。ただし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければなら
	ない。
2 (略)	2 (略)
(ネットワーク品質)	(ネットワーク品質)
第六条 規則第三十五条の十二の規定により電気通信事業者が維持する	第六条 規則第三十五条の十二の規定により電気通信事業者が維持する
よう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとす	よう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとす
<b>ි</b>	<b>ට</b>
一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備(電気通信	一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備(電気通信
番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気	番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気
通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以	通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以
下この条において同じ。)と当該電気通信回線設備に接続する端末設	下この条において同じ。)と当該電気通信回線設備に接続する端末設
備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」とい	備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」とい
う。) 相互間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の	う。) 相互間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の
平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y. 1541 勧告におけるパケ	平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y. 1541 勧告におけるパケ
ット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y. 1541	ット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y. 1541

勧告におけるパケット損失率の値を○・五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければならない。
だし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければならない。
だし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければならない。
が、1541 勧告におけるパケット損失率の値を○・五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が○・九五以上でなければならない。
び、1541 勧告におけるパケット損失率の値を○・五パーセント未満とする。

## (安定品質)

ならない。

ればならない措置は、次に掲げる措置とする。第七条 規則第三十五条の十三の規定により電気通信事業者が講じなけ

(新設)

置 用いて提供されるものに限る。)を提供する場合には、次に掲げる措 口 に掲げる措置が講じられているものを除く。) を介して音声伝送役務 (電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を 他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(前号イ又は 切り替える措置 なくなるおそれがある場合に、ふくそう等の発生していない経路 トワーク品質(以下この号において「各品質」という。)を満たさ ふくそう等が生じることによりイに規定する品質が急激に低下 数の地域に分散して有する措置 通信設備と予備設備のうち端末設備との間の分界点をいう。)を複 と当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備との間 措置が講じられているものであつて、当該音声伝送役務のみの提供 係る電気通信役務の品質を十分以下ごと及び発呼時に確認する措 設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備との間の通信に に予備設備分界点 (当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気 の用に供するものに限る。以下この号において「予備設備」という。 (予備設備分界点及び予備設備を経由するものに限る。) に迅速に に規定する総合品質及び規則第三十五条の十二に規定するネッ 自ら設置する事業用電気通信設備と当該他の電気通信事業者の 予備として設置する事業用電気通信設備(前号イ又は口に掲げる 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置 イ及びハに掲げる措置の結果、 、規則第三十五条の十に規定する接続品質、規則第三十五条の十 イに規定する品質が低下する傾

受用電気通信受情に接続に、治院受情目は見り通信に深ら電気通にあると認められる場合に、当該他の電気通信事業者の設置する事

業用電気通信設備に接続する端末設備相互間の通信に係る電気通

、「「「場」」「情景」「「言葉」」「記念」」「記念」「言義の品質について定期的に確認する措置

ホ ニに掲げる措置の結果、ニに規定する品質が各品質を満たさなく

インターネットプロトコル電話用設備(前号イ又はロに掲げる措置

なるおそれがあると認められる場合には、アナログ電話用設備又は

が講じられているものに限り、予備設備を除く。)を介して音声伝

送役務を迅速に提供する措置

備の適用除外)(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設

条において準用する第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用

第八条 規則第四十条第二項の規定により規則第三十七条及び第三十九

電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備と

↑~i─ ∷ />(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設

備の適用除外)

条において準用する第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用第七条 規則第四十条第二項の規定により規則第三十七条及び第三十九

電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備と多におりて選用する第十条第二項の規定を通用したり力規模な事業月

する。